

飯塚市地方卸売市場条例施行規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年10月15日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第48号

飯塚市地方卸売市場条例施行規則等の一部を改正する規則

(飯塚市地方卸売市場条例施行規則の一部改正)

第1条 飯塚市地方卸売市場条例施行規則(平成18年飯塚市規則第175号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																		
（販売開始時刻、せり開始時刻及び販売終了時刻） 第3条 条例第5条第2項に規定する卸売のための販売開始時刻、せり開始時刻及び販売終了時刻は、次に掲げるとおりとする。ただし、卸売業者は、必要があると認める場合は、市長と協議の上、これを変更することができる。 <table><tr><td>販売開始時刻</td><td>せり開始時刻</td><td>販売終了時刻</td></tr><tr><td>午前5時</td><td>午前6時25分</td><td>午後3時</td></tr></table>	販売開始時刻	せり開始時刻	販売終了時刻	午前5時	午前6時25分	午後3時	（販売開始時刻、せり開始時刻及び販売終了時刻） 第3条 条例第5条第2項に規定する卸売のための販売開始時刻、せり開始時刻及び販売終了時刻は、<u>取扱品目の部類ごとに</u>次に掲げるとおりとする。ただし、卸売業者は、必要があると認める場合は、市長と協議の上、これを変更することができる。 <table><tr><td><u>取扱品目の部類</u></td><td>販売開始時刻</td><td>せり開始時刻</td><td>販売終了時刻</td></tr><tr><td><u>青果部</u></td><td>午前5時</td><td>午前6時25分</td><td>午後3時</td></tr><tr><td><u>花き部</u></td><td><u>午前7時</u></td><td><u>午前8時</u></td><td><u>午後3時</u></td></tr></table>	<u>取扱品目の部類</u>	販売開始時刻	せり開始時刻	販売終了時刻	<u>青果部</u>	午前5時	午前6時25分	午後3時	<u>花き部</u>	<u>午前7時</u>	<u>午前8時</u>	<u>午後3時</u>
販売開始時刻	せり開始時刻	販売終了時刻																	
午前5時	午前6時25分	午後3時																	
<u>取扱品目の部類</u>	販売開始時刻	せり開始時刻	販売終了時刻																
<u>青果部</u>	午前5時	午前6時25分	午後3時																
<u>花き部</u>	<u>午前7時</u>	<u>午前8時</u>	<u>午後3時</u>																
2 （略） （卸売業者の許可） 第4条 条例第8条第2項に規定する卸売業者の許可申請書については、次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。 （1）～（3） （略） 2・3 （略） （入場保証金の額）	2 （略） （卸売業者の許可） 第4条 条例第8条第2項に規定する卸売業者の許可申請書については、<u>取扱品目の部類ごとに</u>、次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。 （1）～（3） （略） 2・3 （略） （入場保証金の額）																		

第5条 条例第12条第2項に規定する卸売業者の預託すべき入場保証金の額は、当該施設の年間使用料の4分の1以上とする。

(附属営業の種類)

第11条 条例第27条第2項に規定する附属営業の種類は、次のとおりとする。

(1) 物品販売業(卸売業者が取り扱っている品目と競合する品目は、除く。)

(2) (略)

2 (略)

(委託手数料の額)

第18条 条例第39条の規定による委託手数料の額は、次に掲げる取扱品目ごとに定めるものとする。

(1)・(2) (略)

第40条 削除

第5条 条例第12条第2項に規定する卸売業者の預託すべき入場保証金の額は、青果部及び花き部のそれぞれにつき、当該施設の年間使用料の4分の1以上とする。

(附属営業の種類)

第11条 条例第27条第2項に規定する附属営業の種類は、次のとおりとする。

(1) 物品販売業(青果部が取り扱っている品目と競合する品目は、除く。)

(2) (略)

2 (略)

(委託手数料の額)

第18条 条例第39条の規定による委託手数料の額は、次に掲げる取扱品目ごとに定めるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 切花、花木、種苗及びこれらの加工品並びにその他の関連商品

(専門部会)

第40条 審議会に青果部会及び花き部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、審議会の議決により、特に付託された事項について調

(委員会)

第41条 条例第62条に規定する飯塚市地方卸売市場取引委員会(以下「委員会」という。)の運営については、第37条から第39条までの規定を準用する。この場合においては、これらの規定中「審議会」とあるのは、「委員会」と読み替えるものとする。

別表(第34条関係)

種別	面積	金額
----	----	----

査審議する。

3 部会に属する委員は、第37条第5項に掲げる委員のうち市議会議員、消費者及び学識経験者並びに当該生産者及び当該関係業者をもって構成する。

4 部会に属する委員としての任期は、審議会の委員の任期による。

5 部会に部会長及び副部会長各1人置き、審議会の委員長及び副委員長がこれに当たる。

6 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

9 部会長は、部会における調査審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(委員会)

第41条 条例第62条に規定する飯塚市地方卸売市場取引委員会(以下「委員会」という。)の運営については、第37条から前条までの規定を準用する。この場合においては、これらの規定中「審議会」とあるのは、「委員会」と読み替えるものとする。

別表(第34条関係)

種別	面積	金額
----	----	----

(略)		(略)
卸売業者青果棟使用料	11,007.31m ²	1月につき 2,217,710円
卸売業者青果棟別棟使用料	969.76m ²	1月につき 543,070円
卸売業者管理棟使用料	724.96m ²	1月につき 311,520円
(略)	(略)	(略)
買受人事務所使用料	267.23m ²	1月につき 112,640円
附属営業人施設使用料A	48.52m ²	1月につき 18,810円
附属営業人施設使用料B	46.67m ²	1月につき 18,150円
附属営業人施設使用料C	77.70m ²	1月につき 30,140円
附属営業人施設使用料D	72.15m ²	1月につき 28,050円
附属営業人施設使用料E	38.52m ²	1月につき 14,960円
調理室使用料	120.99m ²	1室1時間につき 640円

青果部	(略)		(略)
	卸売業者青果棟使用料	11,007.31m ²	1月につき 2,217,710円
	卸売業者管理棟使用料	724.96m ²	1月につき 311,520円
	(略)	(略)	(略)
	買受人事務所使用料	267.23m ²	1月につき 112,640円
花き部	卸売業者市場使用料		卸売金額(消費税額を含まない。)の1,000分の2に100分の110を乗じて得た額
	卸売業者花き棟使用料	771.55m ²	1月につき 430,870円
	卸売業者管理棟使用料	177.83m ²	1月につき 101,200円
	買受人事務所使用料	20.38m ²	1月につき 11,000円
附属営業人	施設使用料A	48.52m ²	1月につき 18,810円
	施設使用料B	46.67m ²	1月につき 18,150円
	施設使用料C	77.70m ²	1月につき 30,140円
	施設使用料D	72.15m ²	1月につき 28,050円
	施設使用料E	38.52m ²	1月につき 14,960円
	調理室使用料	120.99m ²	1室1時間につき 640円

(飯塚市地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 飯塚市地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則(令和3年飯塚市規則第30号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
附 則				附 則			
1 (略)				1 (略)			
(青果部市場施設の使用料に関する暫定措置)				(青果部市場施設の使用料に関する暫定措置)			
2 令和3年5月3日から令和9年3月31日までの間における青果部市場施設の使用料の額は、この規則による改正後の飯塚市地方卸売市場条例施行規則別表(次項及び第4項において「改正後の規則別表」という。)の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。				2 令和3年5月3日から令和9年3月31日までの間における青果部市場施設の使用料の額は、この規則による改正後の飯塚市地方卸売市場条例施行規則別表(次項において「改正後の規則別表」という。)の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。			
(1) 令和3年5月3日から令和6年3月31日まで				(1) 令和3年5月3日から令和6年3月31日まで			
種別		面積	金額	種別		面積	金額
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(2) 令和6年4月1日から令和8年10月15日まで				(2) 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで			
種別		面積	金額	種別		面積	金額
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(3) 令和8年10月16日から令和9年3月31日まで							

種別	面積	金額
卸売業者市場使用料		卸売金額(消費税額を含まない。)の1,000分の3に100分の110を乗じて得た額
卸売業者青果棟使用料	11,007.31m ²	1月につき 1,896,009円
卸売業者青果棟別棟使用料	969.76m ²	1月につき 271,535円
卸売業者管理棟使用料	724.96m ²	1月につき 270,772円
買受人倉庫使用料(1)―1	16.50m ²	1月につき 8,470円
買受人倉庫使用料(1)―2	49.50m ²	1月につき 25,520円
買受人倉庫使用料(1)―3	33.00m ²	1月につき 16,940円
買受人倉庫使用料(1)―4	66.00m ²	1月につき 33,990円
買受人倉庫使用料(2)―1	386.40m ²	1月につき 167,860円
買受人倉庫使用料(2)―2	257.60m ²	1月につき 111,870円
買受人倉庫使用料(3)―1	80.50m ²	1月につき 36,300円
買受人倉庫使用料(3)―2	79.00m ²	1月につき 35,640円
買受人事務所使用料	267.23m ²	1月につき 112,640円

(花き部市場施設の使用料に関する暫定措置)

3 令和3年5月3日から令和8年10月15日までの間における花き部市

(花き部市場施設の使用料に関する暫定措置)

3 令和3年5月3日から令和13年3月31日までの間における花き部市

場施設の使用料の額は、改正後の規則別表の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。

(1) 令和3年5月3日から令和7年3月31日まで

種別		面積	金額
(略)	(略)		(略)

(2) 令和7年4月1日から令和8年10月15日まで

種別		面積	金額
(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)

(卸売業者青果棟別棟の使用料に関する暫定措置)

場施設の使用料の額は、改正後の規則別表の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。

(1) 令和3年5月3日から令和7年3月31日まで

種別		面積	金額
(略)	(略)		(略)

(2) 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

種別		面積	金額
(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)

(3) 令和10年4月1日から令和13年3月31日まで

種別		面積	金額
花き 部	卸売業者市場使用料		卸売金額(消費税額を含まない。)の1,000分の2に100分の110を乗じて得た額
	卸売業者花き棟使用料	771.55m ²	1月につき 323,152円
	卸売業者管理棟使用料	177.83m ²	1月につき 75,900円
	買受人事務所使用料	20.38m ²	1月につき 8,250円

4 令和9年4月1日から令和13年3月31日までの間における卸売業者
青果棟別棟の使用料の額は、改正後の規則別表の規定にかかわら
ず、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおり
とする。

(1) 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

<u>種別</u>	<u>面積</u>	<u>金額</u>
卸売業者青果棟別棟使用料	969.76㎡	1月につき 271,535円

(2) 令和10年4月1日から令和13年3月31日まで

<u>種別</u>	<u>面積</u>	<u>金額</u>
卸売業者青果棟別棟使用料	969.76㎡	1月につき 407,302円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年10月16日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の飯塚市地方卸売市場条例施行規則の規定によりなされた許可その他の処分又は申請その他の手続若しくは行為で改正後の飯塚市地方卸売市場条例施行規則に相当の規定があるものは、改正後の飯塚市地方卸売市場条例施行規則の相当の規定によりなされた許可その他の処分又は申請その他の手続若しくは行為とみなす。